

一時預かり事業（幼稚園型）について

一時預かり事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施します。

現行の一時預かり事業を基本とし、より子ども・子育て家庭のニーズに応える事業を実施できるように実施要件を見直すことにより、さらなる事業の充実を図ることとしております。特に幼稚園における預かり保育については、私学助成等から一時預かり事業への移行が予定されており、円滑な事業実施が可能となるよう検討が必要です。

1. 幼稚園型の創設

現行の預かり保育事業については、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受け入れ、施設型給付を受けることとなるものを除き、新制度では一時預かり事業として取り扱われることとなります。このため、現行の預かり保育の実態も踏まえ、私学助成等からの円滑な移行ができるよう、幼稚園・認定こども園と一体的に園児（教育標準時間認定の子ども）を主な対象として事業を実施することを前提とした新たな事業類型が創設されます。

2. 現行の預かり保育事業について

現在、川越市内の私立幼稚園 32 園のうち 30 園において、通常教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児等を対象とした預かり保育が行われています。

預かり保育の保育時間や利用料は各園が独自に設定しており、実施している幼稚園への補助制度としては、県の私学助成と市の単独補助があります。

<現行の預かり保育の平均的な内容>

- ・時 間 14:00～18:00
- ・利用料 日額 1,200 円（時間額 300 円）
- ※ 時間、利用料は各園が独自に設定

3. 現行の埼玉県の私学助成について

(1) 趣旨

女性の社会進出の拡大や核家族の進行など、幼児を取り巻く環境の変化に伴って多様化する家庭や社会の保育に対する要望に弾力的に対応し、もって子育てを支援するため、幼稚園児の預かり保育事業を実施する学校法人に対し、私立学校（幼稚園）運営費補助金の特別分として、補助金を交付する。

(2) 補助対象事業

- ① 学校法人が、学校教育法施行規則第 38 条及び幼稚園教育要領に基づいて定める教育時間外に、その設置する幼稚園の園児を当該幼稚園内で預かる事業であること。

- ア. 幼稚園の年間開園日の半分以上の日数、1日2時間以上預かる事業
 - イ. 幼稚園の夏季休業日のうち10日以上の日数、1日2時間以上預かる事業
 - ウ. 幼稚園の休業日（土曜日・日曜日等。夏季、冬季及び春季の長期休業日を除く。）のうち年間19日以上の日数、1日2時間以上預かる事業
- ② 預かり保育に要する人件費を学校法人が支出していること。

(3) 補助金の額

① 通常分（※（2）補助対象事業①のア）

預かり保育規模 1日平均の担当 職員数	通常分 補助限度額	長時間保育（延長分）加算額		
		5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上
1人	60万円	8万円	16万円	24万円
2人	85万円	14万円	28万円	42万円
3人以上	110万円	20万円	40万円	60万円

② 休業日（※（2）補助対象事業①のイ・ウ）

休業日預かり保育規模 1日平均の担当職員数	夏季休業日 補助限度額	休業日 補助限度額
1人	16万円	15万円
2人	28万円	24万円
3人以上	40万円	33万円

4. 現行の川越市の預かり保育補助金について

(1) 定義

保護者の労働等の事由により、幼稚園に在籍している者を当該幼稚園の教育時間を超えて保育すること並びに園児の弟妹及び市長が認める6歳以下の者を幼稚園で保育すること。

(2) 補助対象事業

- ① 教育を行う日において、保育時間（幼稚園の教育時間を含む。）は、11時間を確保すること。ただし、必要に応じ9時間から11時間未満とすることもできる。
- ② 預かり保育に係る職員の人員を次のとおり確保できること。当該職員の2分の1以上の者は、幼稚園及び小学校の教員の免許状並びに養護教諭の免許状を有する者、保育士、保健師、看護師又は助産師とする。
 - ア. 園児及び3歳以上の弟妹等10人に対して1人
 - イ. 3歳未満の弟妹等に対しては児童福祉施設最低基準第33条第2項で定める基準による人員
- ③ 預かり保育に係る定員を20人確保できること。

(3) 補助金の種類と額

① 人数割

年齢区分ごとに、年間延べ利用人数を年間実施日数で除した数（小数点以下四捨五入。1未満は1。）に年齢区分に応じて定めた額を乗じた額を合計したもの。

- ア. 1歳に満たない者 480,000円
- イ. 1歳及び2歳の者 300,000円
- ウ. 3歳以上の者 170,000円

② 長期休業期間保育実施加算 1施設当たり年額300,000円

③ 経費補助 1施設当たり年額400,000円

5. 新制度における一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価について

(1) 国が示した補助仮単価の考え方

- ・ 利用児童1日あたり単価を設定し、年間延べ利用児童数に応じて補助。
- ・ 補助単価は、現行の預かり保育における私学助成の標準的水準を踏まえ、補助単価と利用料との負担割合は基本的に1:1を想定し、定額補助とする。
- ・ 事業規模に配慮し、補助額の上限・下限を設ける。
- ・ 休日（土曜日等の週休日）は、休日単価を適用。
- ・ 夏休み等の長期休業日は、職員の勤務状況等を考慮し、基本分単価を適用。
- ・ 長時間の預かり（1日あたり4時間、休日8時間を超えて実施する場合）は、延長分の加算単価を基本分単価に追加して適用。
- ・ 園児以外の子どもを受け入れる場合の補助単価は、今後検討。

(2) 国が示した補助仮単価（園児1人当たり日額）

① 基本分単価

ア. 通常単価 400円

※ 1日当たり平均利用園児数8名（年間延べ利用見込み人数2,000人）を超える施設に適用

イ. 小規模施設単価 利用規模に応じ下記により算定した額

※ 1日当たり平均利用園児数8名（年間延べ利用見込み人数2,000人）以下の施設に適用

次のA及びBによりそれぞれ算定した額の合計額

A 800千円を当該施設における年間延べ利用見込み人数（平日のみ）で除した額（少数点以下四捨五入）

B 上記Aの額から通常単価400円を減じた額

② 休日単価 800円（園児1人当たり日額）

③ 長時間加算単価 100円（園児1人当たり日額）

※ 1日当たり4時間（休日は8時間）を超えて実施する場合に、①②の単価に加算

(3) 本市における補助単価について

本市における補助単価については、利用児童1日あたり単価を設定し、年間延べ利用児童

数に応じて補助を行う形とする。

現状においては、事業に係る収支の詳細が分からず、市独自の補助単価を設定することが難しいため、国の示した補助仮単価を本市の単価として設定したいと考える。

(4) 新制度における一時預かり事業（幼稚園型）の利用料について

国では、補助単価と利用料との負担割合は基本的に1：1を想定し、補助単価を1人1日400円（休日単価・長時間加算単価は別途）としている。

このため、国の考え方に基づくと、利用料は1人1日400円となるが、現状の平均額（1人1日1,200円）とは乖離があり、また、現状では園ごとにさまざまな金額（平日4時間400円～2,000円、休日8時間800円～3,200円）が設定されている。

利用料については、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断により各園の設定に委ねることも可能とされている。

6. まとめ

平成27年度は、市内幼稚園全てが新制度に移行せず従来型の幼稚園として継続する予定であるが、従来型の幼稚園においても、市の一時預かり事業（幼稚園型）を受託することができる。

平成28年度以降は、市内幼稚園においても新制度に移行する幼稚園が増えることが予想され、これらの園に対しては、基本的には市が一時預かり事業（幼稚園型）を委託することとなる。また、本市の住民が新制度に移行する市外幼稚園の一時預かり事業を利用する場合には、本市が市外の園に委託をして実施することとなる。

新制度導入後は、一時預かり事業（幼稚園型）と預かり保育事業とが混在することとなるが、これまでの実施状況や市の財政状況、子ども・子育て会議や幼稚園関係者等の意見を踏まえながら、準備を進めていきたい。